

平成 17 年 2 月
長官官房総務課

第 9 回警察庁政策評価研究会要旨

1 日時

平成16年11月29日（月）午後 0 時から午後 3 時までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

委員

前田 雅英	東京都立大学法学部長（座長）
妹尾堅一郎	東京大学先端科学技術研究センター特任教授
高木 光	学習院大学法科大学院教授
田邊 國昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
西川 元啓	新日本製鐵株式会社常任顧問チーフリーガルカウンセラー

警察庁

片桐 裕	総括審議官
茂田 忠良	政策評価審議官
吉田 英法	官房審議官（生活安全局担当）
和田 康敬	官房審議官（刑事局担当）
影山 幹雄	官房審議官（交通局担当）
岩橋 修	官房審議官（警備局担当）
野上 久国	技術審議官
岩瀬 充明	総務課長
橋本 晃	総務課政策評価・情報公開企画官
廣田 耕一	給与厚生課犯罪被害者対策室長
姫野 和弘	生活安全企画課都市防犯対策官
扇澤 昭宏	交通規制課理事官
小嶋 典明	情報管理課理事官

4 議題

- (1) 平成17年政策評価の実施に関する計画（案）
- (2) 平成17年実績評価計画書（案）
- (3) 総合的な被害者対策の推進に関する総合評価書（案）
- (4) 街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備に関する事業評価書（案）

- (5) 警察庁における行政手続の電子化に関する事業評価書（案）
- (6) 道路交通環境の整備の推進に関する実績評価書（案）

5 議事要旨

(1) 平成17年実績評価計画書（案）について

いわゆるオレオレ詐欺は国民が大きな関心を持っているものなので、それに対してどのような対策を講じ、その結果どのようなようになったのかについて評価してほしい。

街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進に関する総合評価の中での評価を行っていく方向で検討する。

業績指標等のいくつかをこれまで修正してきているが、指標等の変化について評価書でどのように明らかにするかについてあらかじめ計画で定めておく方が、アカウンタビリティの観点から望ましいのではないかと。

計画を策定する現段階では、評価書の内容について確定することは困難であるが、指標等の変更については、評価書でその経緯をできる限り明らかにする方向で検討する。

業績指標等を定めた時から実績評価書を作成する時までの間に各業績目標等に関して警察庁が実施した施策及びその成果を評価書に記載したかどうか。

各都道府県警察は警察庁において定めた業績目標に基づいて業務を行っているのか。

各局部においては、業績目標を都道府県警察にそのまま示すのではなく、別途施策を打ち出しているところであるが、そうした施策と計画は連動したものとなっている。

(2) 総合的な被害者対策の推進に関する総合評価書（案）

被害者対策に関して、警察の行ってきた取組み、問題点及び今後の課題等がまとめられており、現時点での被害者対策の到達点を示すものとして評価できる。

被害者対策は警察以外の機関に係る部分もあるので、政府全体としてまとめてもよかったのではないかと。

(3) 街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備に関する事業評価書（案）

効果の検証に当たっては、スーパー防犯灯が設置された地区と設置されていない地区を比較の対象とした方がよいのではないかと。

意識調査の結果において、スーパー防犯灯が必要ないと考えている人がそのように考えている理由についても記載すべきではないかと。

利用件数が少なく、「スーパー防犯灯の整備は、地域住民の不安感を解

消す上で必要である」と断言することまではできないのではないか。

試行的なものではあるが、コストが高すぎるのではないか。

(4) 警察庁における行政手続の電子化に関する事業評価書（案）

電子化された179手続の具体的手続名等について、評価書で明らかにすべきではないか。

179手続の一覧を追加する。

(5) 道路交通環境の整備の推進に関する実績評価書（案）

設備投資の効果を測定しているのだから、これまでの効果だけでなく今後の効果についても併せて評価した方が良いのではないか。

ランニングコストがかかるので、その分を差し引いたものが便益・効果になるのではないか。